

参考

平成 26 年 5 月 7 日

入札参加者各位

工事の入札手続きの一部見直しについて

1 「開札結果通知書」の内容変更 及び「落札候補（予定）者通知書」の新設

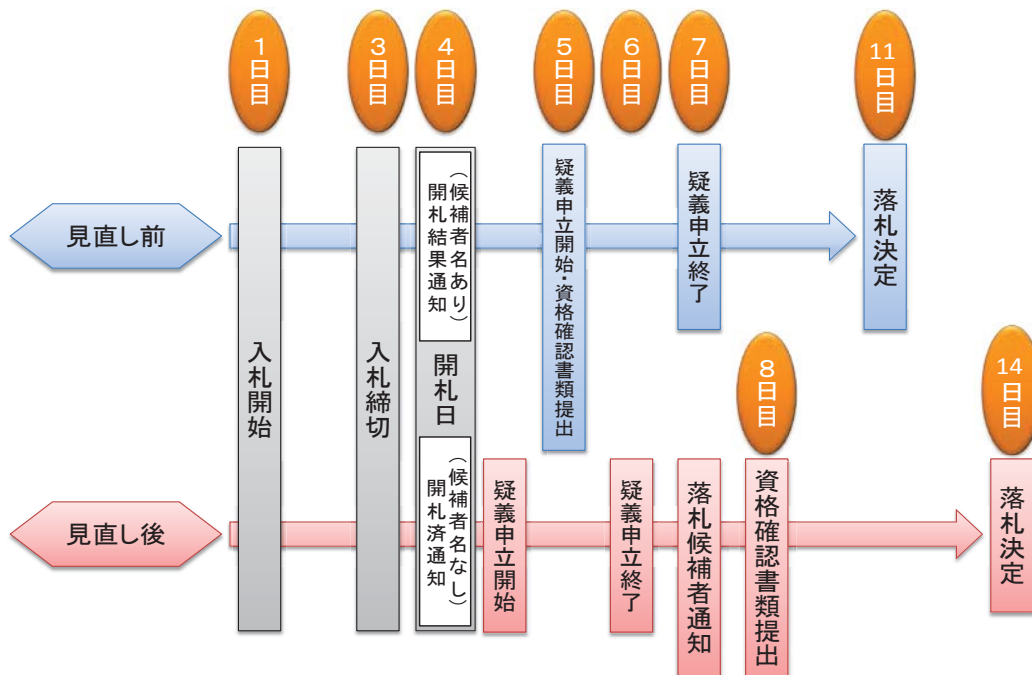
これまで開札終了時に「開札結果通知書」で、予定価格、最低制限価格及び落札候補者名等を記載してお知らせしていましたが、今後は予定価格と最低制限価格のみを記載した「開札済通知書」を送付することとします。また、落札候補者名等については、積算疑義申立て期間終了後に、別途入札参加者全員に「落札候補（予定）者通知書」を送付してお知らせすることとします。

入札公告に定める配置技術者等の資格確認書類については、「落札候補（予定）者通知書」の送付後にご提出いただきます。

2 積算疑義申立て期間及び金額入り設計書の閲覧期間の前倒し

開札日の午前中に開札済通知書を送付し、開札日の午後 1 時から積算疑義の申立ての受付を開始します。

従 来：開札結果通知日の翌日から 3 日目の正午まで
見直し後：開札日の午後 1 時から翌々日の午後 5 時まで
※期間の 2.5 日（閉庁日を除く）に変更はありません。



3 落札者となることを辞退したことによる一般競争参加停止及び指名停止措置の緩和
今回の手続きの見直しを受け、別紙のとおり、緩和を行うこととします。

4 入札参加資格の確認基準日及び不適格基準の審査基準日の変更

従 来：開札日

見直し後：「落札候補（予定）者通知書」の送付日（原則、開札日の3日後）

※今回の手続きの見直しに伴い、工事ごとの入札公告の入札参加資格の「技術者」欄や「その他」欄における記載等についても、「開札日」から「落札候補（予定）者通知書の送付日」に改めていますので、ご注意ください。

※入札公告に定める資格確認書類のうち、「配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式その1）」、「配置技術者（変更）届出書（共同企業体用）（第6号様式その2）」及び「配置主任技術者・現場代理人（変更）届出書（第7号様式）」については様式の一部が変更となっていますので、平成26年5月7日以降に公告した工事については、「ヨコハマ・入札のとびら」の「ダウンロードファイル一覧」から最新の様式をダウンロードしてご使用ください。

※落札候補者等が入札参加資格を満たさない等の理由により、次順位の者が新たに落札候補者となった場合、「配置技術者」、「現場代理人」、「隣接施工」及び「同種の管内一円工事」の審査基準日は新たに落札候補者となった旨の連絡日とします。

5 適用開始時期

平成26年5月7日以降に公告又は指名する工事（5月22日以降の開札）から適用

【お問い合わせ先】

(1, 2 に関する事)

財政局契約第一課工事契約係

電話 045-671-2246

(3, 4 に関する事)

財政局契約第一課工事第一、第二係

電話 045-671-2244

この緩和措置は平成28年4月1日
から変更になっています。

別紙

工事の入札手続きの一部見直しに伴う停止措置の一部緩和について

1 緩和の趣旨

これまで、開札日が複数にわたっていた場合、先に入札した工事の落札候補者となったかどうかを確認してから次の入札に参加できるかどうかの判断ができていました。

しかし、今回の工事の入札手続きの一部見直しにより、落札候補（予定）者名の通知が疑義申立て期間終了後となるため、先に入札した工事の落札候補（予定）者名を確認できない段階で、引き続き次の入札への参加の判断をしなければならなくなります。

これまで、落札候補（予定）者が正当な理由なく落札者となることを辞退した場合に一律には停止措置を行っていましたが、上記の事情を考慮して、落札者となることを辞退した場合の停止措置について、次のとおり緩和を行います。

2 緩和の内容

(1) 対象となる工事

開札日が同一週にある工事とします。ただし、政府調達協定の対象となる工事及び疑義申立てがあった工事を除きます。

(2) 停止措置の対象としない辞退

(1)の工事において、複数の落札候補（予定）者となった場合に、配置できる技術者が足りなくなるなど、やむを得ず辞退をしなければならなくなることが想定されます。

このため、**入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も遅いものから順に落札者となることを辞退した場合は、次のいずれかに該当したときを除き、停止措置の対象としないこととします。**（開札予定日時は、工事ごとに異なる日時を設定します。）

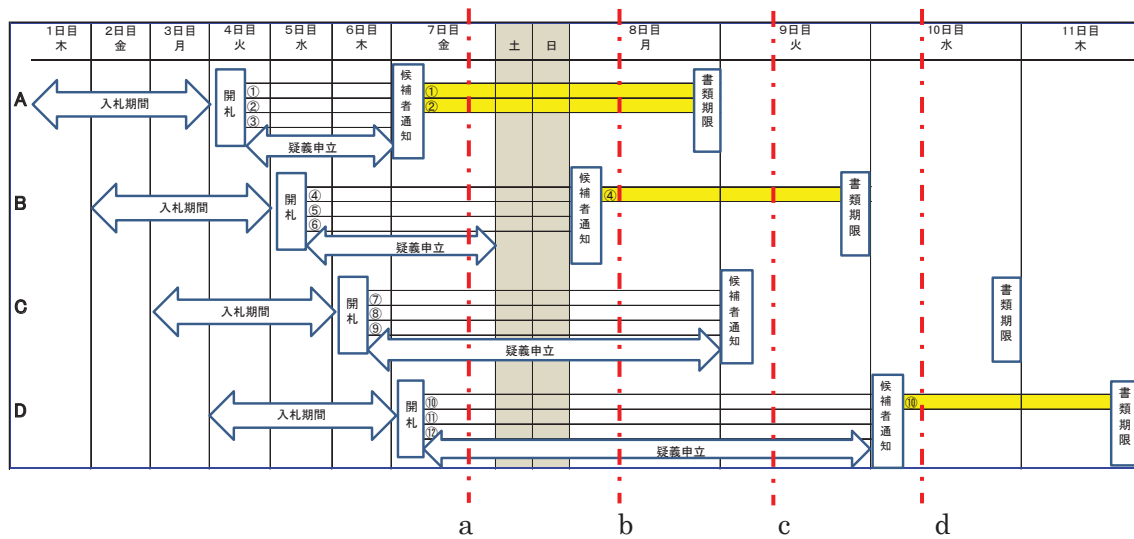
ア 新設する「落札候補（予定）者通知書」の送付日の翌開札日の17時を経過した後に正当な理由なく辞退したとき。

イ 一般競争入札（条件付）において、期間内に提出すべき資格確認書類の提出後に正当な理由なく辞退したとき。

ウ 入札公告又は指名通知書に定める開札予定日時が最も早い工事について正当な理由なく辞退したとき。

3 具体例

同一の週にA、B、C、Dの4日間、3件ずつの開札（①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の順に開札）があり、7日目に2件（①、②）、8日目に1件（④）、10日目に1件（⑩）の落札候補者となった場合の例です。



上記の図において、

技術者が2名しかいないため、2件の工事しか受注できない場合

- 1 a (Aの落札候補者通知後(7日目))の時点において、①、②を正当な理由なく辞退した場合は、停止措置の対象となります。
- 2 b (Bの落札候補者通知後(8日目))の時点において、④を辞退した場合は停止措置の対象としません。①、②を正当な理由なく辞退した場合は、停止措置の対象となります。
- 3 c (Cの落札候補者通知後(9日目))の時点において、④を辞退した場合は停止措置の対象としません。①、②については、落札候補(予定)者通知書送付日の翌開庁日の17時を過ぎているため、正当な理由なく辞退した場合は停止措置の対象となります。
- 4 d (Dの落札候補者通知後(10日目))の時点において、⑩を辞退した場合は停止措置の対象としません。①、②、④については、落札候補(予定)者通知書送付日の翌開庁日の17時を過ぎているため、正当な理由なく辞退した場合は停止措置の対象となります。

*疑義申立てがあり落札候補(予定)者通知が遅れた工事において、当初に配置を予定していた技術者が既に他の工事に従事してしまい代替がきかないことによる辞退の場合は、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱運用基準の「要綱別表2関係」の「13 不正又は不誠実な行為」の「(3) 入札等における不正又は不誠実な行為」のアに定める「正当な理由」に当たるものとして停止措置の対象としません。